

し尿のくみ取り料金は、11月1日から次のように変わります。

料金表

定額制(一般家庭)				月額	
世帯割	家族人員	人員割	計	その月の2回目のくみ取りの場合	その月の3回目のくみ取りの場合
1世帯 100円	1人	円 75	175	円 200	円 200
	2	150	250		
	3	225	325		
	4	300	400		
	5	375	475		
	6	450	550		
	7	525	625		
	8	600	700		
	9	675	775		
	10	750	850		

定額制(一般家庭)料金の計算(例)

(例1) 家族3人で1か月1回くみ取りの場合

100円 + (75円 × 3人 = 225円) = 325円

(例2) 家族5人で1か月2回くみ取りの場合

100円 + (75円 × 5人 = 375円) + 200円 = 675円

従量制(一般家庭以外)
18リットルにつき45円(18リットル未満は18リットルとして計算)

料金の支払いについて

- 一家庭、1か月1回のくみ取りを基準にしていますので、1回をこえる場合は、1回につき200円を支払ってください。
- 便槽の構造が相当量の水を必要とするものについては、1人あたりの金額(75円)を加算して支払ってください。
- 申込みによる最初のくみ取り料金は従量制の料金で支払ってください。

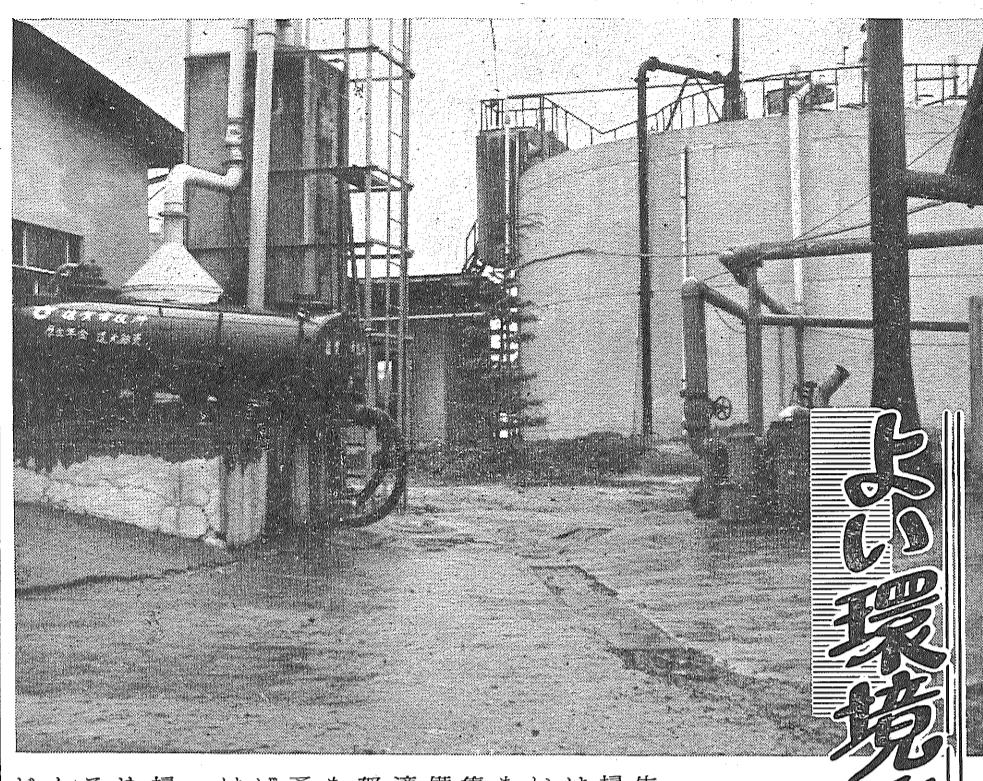
※注 (1)便槽の構造……該当となるのは、無臭トイレ、水封式と呼ばれているものです。

(2)バキューム車の後部についているタンクの目盛りは18リットル単位となっています。したがって、1つの目盛りで45円ということになります。

が重なって、計画していた作業を行なっておりました。このような予想外の量を処理しなければならない緊急事態の発生で、し尿の海洋投棄を行なっておりました。この数千の世帯が浸水の被害を受けました。

これが、海上のシケのために運行できなかつたなどの原因となりました。このように運行が重なって、計画していた作業を行なっておりました。この数千の世帯が浸水の被害を受けました。

このように運行が重なって、計画していた作業を行なっておりました。この数千の世帯が浸水の被害を受けました。



近年経済の高度成長に伴う生活様式の変化によって、清掃事業は、都市行政のなかで重要な問題の一つとなっています。佐賀市におきましては、これまでごみ・し尿の収集処理ならびに清掃施設の整備など、改善施策を講じて快適な生活環境づくりに最善の努力をしていますが、それに予想を裏切って処理しなければならない汚物の量は全く統計けています。

これら問題に対処し、清掃事業の円滑な運営を図るために、清掃事業にたずさわる者の一層の努力はもちろん、市民のみなさんとの協力が必要です。

100円 + (75円 × 3人 = 225円) = 325円

100円 + (75円 × 5人 = 375円) + 200円 = 675円

18リットルにつき45円(18リットル未満は18リットルとして計算)

従量制(一般家庭以外)

18リットルにつき45円(18リットル未満は18リットル

